

山北町生涯学習推進プラン

改訂版

平成20～29年度

神奈川県山北町

山北町生涯学習推進プランの改訂にあたって

山北町長 瀬戸孝夫

山北町では、平成10年に「ふれあい、学びあい、生きがいのある生涯学習のまちづくり」を基本目標とした山北町生涯学習推進プランを策定し、さまざまな学習機会の提供や学習施設の整備、学習情報の提供等に努めてまいりました。

しかし、現在の状況をみますと、少子高齢化社会の到来に伴うライフスタイルの多様化や子どもたちの安全対策、環境問題の深刻化など、10年前の予想をはるかに上回るスピードで私たちを取り巻く社会環境が変化してきており、これらの動向に対応する生涯学習の新たな展開が強く求められております。

そこで、今回、平成19年度に計画期間が終了する現行の山北町生涯学習推進プランを改訂し、新しい時代に対応した「山北町生涯学習推進プラン改訂版」を策定いたしました。このプランは、今後の生涯学習の総合的な展開を示したものであり、町民憲章の具現化と山北町第4次総合計画がめざす「さわやかな風がふきぬける きらめきと交流の町」の実現を図るものです。

これからは、このプランを基本として、学校・家庭・地域が生き生きと活気にあふれ、潤いとやすらぎに満ちた生涯学習社会をめざして積極的に取り組んでいきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました策定委員並びに山北町社会教育委員の皆さまをはじめ、関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成20年3月

目 次

第1章 プラン改訂版について	1. 計画の目的	2
	2. 今、求められる生涯学習とは	4
	3. 計画の考え方	4
	4. 計画の期間	5

第2章 これからの生涯学習 －基本構想－	1. 山北町の特性	6
	2. 生涯学習のまちづくりの基本目標	8
	3. 施策の推進内容	10
	4. 各年齢期に応じた学習の展開	12
	5. 町生涯学習推進プラン改訂版体系図	12-2

第3章 生涯学習の展開 －基本計画－	第1. 生涯学習の基盤づくり	14
	1. 学校における取り組み	14
	2. 家庭における取り組み	17
	3. 地域における取り組み	19
	第2. 学習機会の充実	21
	1. とともに学びあう学習	21
	2. とともに生きる学習	24
	第3. 学習情報の提供	28
	1. 学習情報の収集と提供	28
	2. 相談体制の充実	30
	第4. 学習活動の支援	31
	1. 団体・グループ活動の推進	31
	2. 交流・協働事業の推進	33
	3. 学習成果の活用	35
	第5. 学習環境の整備	37
	1. 生涯学習関連施設の有効活用	37
	第6. 推進体制の充実	39
	1. 推進組織の充実	39

第4章 推進施策・事業 －実施計画－	1. 推進施策・事業	41
---------------------------------	------------	----

付属資料	山北町生涯学習推進プラン策定委員会設置要綱	49
	山北町生涯学習推進プラン策定委員会委員名簿	50
	山北町生涯学習推進協議会設置要綱	51

第1章 生涯学習プラン改訂版について

1. 計画の目的

当町では、平成10年に「山北町生涯学習推進プラン」を策定し、『ふれあい、学びあい、生きがいのある生涯学習のまちづくり』を基本目標に掲げ、計画を推進してきました。

プランの策定から10年が経過し、策定時の予想より大きく社会が変化した今、これまでの成果を見直すとともに、少子・高齢化をはじめ、めざましい情報社会やグローバル化の進展、環境との共生に向けた取り組み、産業・雇用・就業形態の変化、さらには地方分権の推進など、時代の急激な変化と社会の成熟化が進む中で、どのように生涯学習を推進していかなければならないかを改めて考えていく必要があります。

この計画は、今後の生涯学習の総合的な展開を目的とするものであり、今後取り組むべき施策を明らかにし、町民憲章の具現化と山北町第4次総合計画がめざす『さわやかな風がふきぬけるきらめきと交流の町』の実現を図るものです。

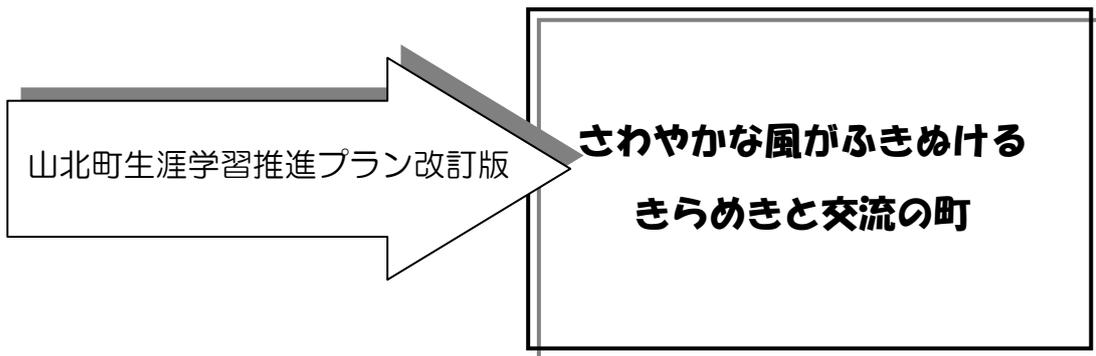
山北町民憲章

わたくしたちは、国定公園西丹沢の「心ふれ合う水と緑の町やまきた」の町民です。

先人の築いた歴史と風土を誇りに持ち、明るく住みよい町として限りない発展を願い、ここに町民憲章を定めます。

1. 恵まれた自然を大切にし、美しいまちをつくります。
1. 情操豊かな、文化のまちをつくります。
1. きまりを守り、礼儀正しいまちをつくります。
1. 仕事にはげみ、活力のあるまちをつくります。
1. 思いやりと笑顔あふれるまちをつくります。

(昭和60年9月18日制定)



山北町第4次総合計画では、『さわやかな風がふきぬける きらめきと交流の町』を将来像に、それを実現するための分野別目標として、

- ①人と自然が共に生きるまちづくり
- ②健康とゆとりの福祉のまちづくり
- ③学習と文化の香り高いまちづくり
- ④安全で豊かな暮らしと住みよいまちづくり
- ⑤地域の特性を活かした産業振興のまちづくり
- ⑥個性豊かな魅力あるまちづくり
- ⑦町民参加の開かれたまちづくり

の7つを設定し、まちづくりの重点的な推進を図っています。生涯学習は、③学習と文化の香り高いまちづくりの中に位置づけ、町民の多彩な活動がまちづくりを推進する力となることをめざし、各種施策・事業の展開を進めています。

2. 今、求められる生涯学習とは

生涯学習とは、基本的には町民一人ひとりが健康で豊かな生活を営むことや、仕事に役立つ知識や技術を身に付けたり、生きがいのある充実した人生を送るために、必要に応じて自分に適した手段や方法を選んで、生涯を通じて行う学習活動のことであると考えられます。今日、求められる生涯学習の社会的背景としては、次のようなものがあげられます。

- ①心の豊かさや生きがいをもって、豊かに生きていくニーズが高まりつつあること。
- ②高度情報化や国際化等の社会的変化に伴い、新しい知識や技術を習得する必要があること。
- ③少子・高齢化が加速している中、安全で安心して暮らせる地域社会をつくるためには、さまざまな課題を認識し、それを解決するための学習が必要であること。
- ④地方分権が進みつつあり、地域の自主性や特性を重視した自立のまちづくりの実現に向けて、町民と行政が協働で取り組むことが必要であること。

などをあげることができます。

平成 16 年 3 月の生涯学習審議会分科会答申「今後の生涯学習の振興方策について」の中で、「混迷する社会では、人々が社会に共通する課題で学習することが重要である」と指摘しています。これまでの個人的な生きがいや充実のみならず、社会を存続させていくために必要な学習が生涯にわたって行われることが重要であると理解され始めています。生涯学習をより地域に広め、地域住民の手による人づくり、地域づくりへと発展させ、「学習と文化の香り高いまちづくり」を推進していくことがさらに求められています。

3. 計画の考え方

計画の考え方とは、どのような見地から計画を策定するかを定めたものですが、本改訂版では平成 10 年度に策定した「山北町生涯学習推進プラン」を基本とし、その中の「計画の方針と施策」の 3 つの見地を発展的に継承していきます。

①いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習の推進

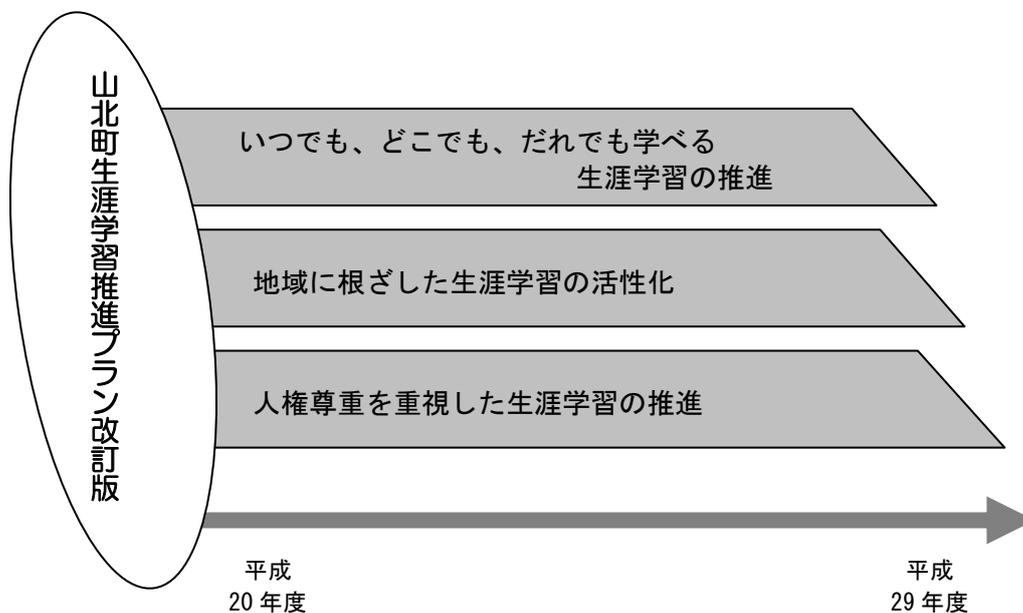
町民一人ひとりがその能力や個性を伸ばすことにより、楽しみや生きがいづくりにつなげ、また、社会の変化に伴う学習課題を学ぶことにより、人生を豊かなものにするとともに、町民の幅広い学習活動の支援、育成に努め、学習機会の充実、学習の場の整備など、いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習を推進します。

②地域に根ざした生涯学習の活性化

生活を豊かにし、生きがいのある暮らしをしていくため、日常生活の場である地域社会とのかかわりを大切にした学習活動を推進します。近年は、地域における人間関係が希薄化するなどの状況の中で、日常生活における課題に取り組み、刺激しあい、お互いが学びあったものを活用し、地域に貢献できるような地域に根ざした生涯学習の活性化を推進します。

③人権尊重を重視した生涯学習の推進

学習活動を推進する中で、仲間とともに学習したり、活動したりすることは、他人を思いやる心やともに生きる心を育み、個性、国籍、障害などお互いの違いを認めあい尊重することと同時に、お互いの心のつながりの発展を促すことから、お互いが学びあうことのできる人権尊重を重視した生涯学習を推進します。



4. 計画の期間

計画の期間は、平成 20 年度を初年度に平成 29 年度をめざした 10 年間とします。なお、今後の社会・経済の大きな変化により計画の見直しが必要な場合は、すみやかに計画の変更を行うものとします。

第2章 これからの生涯学習

—基本構想—

1. 山北町の特性

(1) まちの概況

豊かな自然に恵まれた本町は、首都東京から 80km 圏内にあつて、神奈川県西北部に位置し、北部は丹沢山塊によっておおわれ、相模原市及び山梨県に、また西部は静岡県駿東郡に接した東西 21km、南北 20km の町で、その広さは横浜市、相模原市に次ぐ県内第3位、224.70km²となっています。

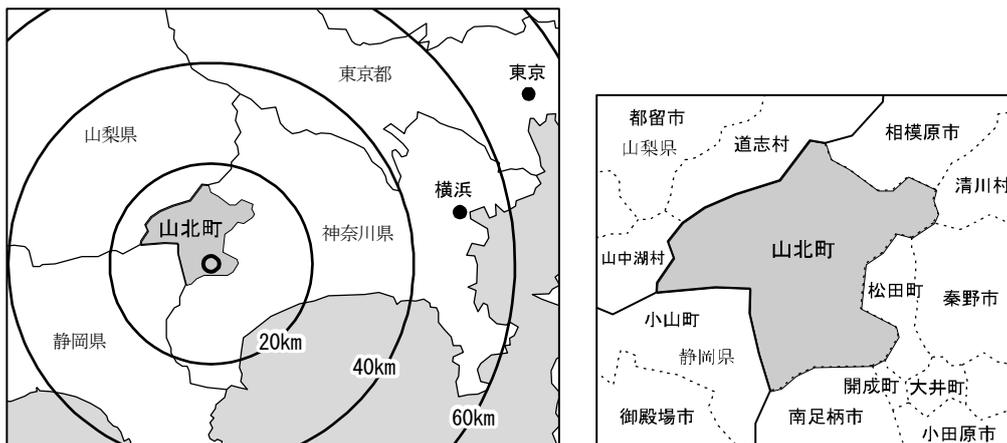
総面積の 90%が丹沢大山国定公園及び県立自然公園を包含する山岳、中山間地域となっています。南部地域の平坦地に中心的市街地・集落が形成され、多くの町民の生活空間は、通勤・通学、買い物など広域的に展開しています。

本町の歴史は古く、縄文遺跡や河村城跡などの多くの文化財が残され、国指定重要無形民俗文化財「山北のお峯入り」や県指定無形民俗文化財「世附の百万遍念仏」「室生神社の流鏝馬」などの貴重な無形民俗文化財が今に伝えられています。

丹沢山塊のふもとは、武田信玄の隠し湯とも伝えられている中川温泉や国指定天然記念物の「箒スギ」があります。丹沢の三方から流れを発する酒匂川支流は、水量の豊かさから神奈川県が飲料水確保のため、県内3番目の人造湖として昭和53年に三保ダムを建設し丹沢湖が誕生し、観光・レクリエーション地として多くの人を集めています。近年は、自然志向やアウトドア志向の高まりとともに、本町の豊かな自然は町民のみならず都市住民にとってかけがえない自然とのふれあいの場となっており、自然体験やスポーツイベントなど、さまざまな交流が広がりつつあります。

町内には名水、名木、日本の滝、森林浴の森、ダム湖と全国百選が5つ認定され、美しい自然景観やすぐれた環境が一層輝きを増しつつあります。

位置図

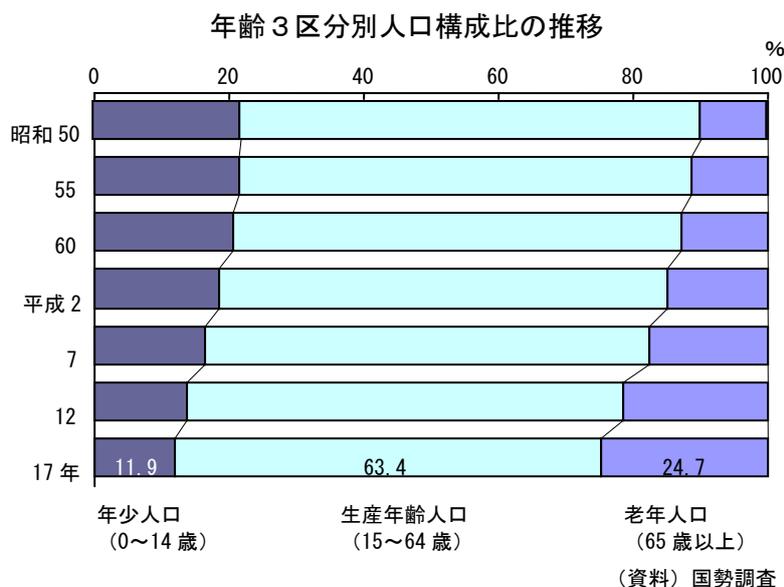
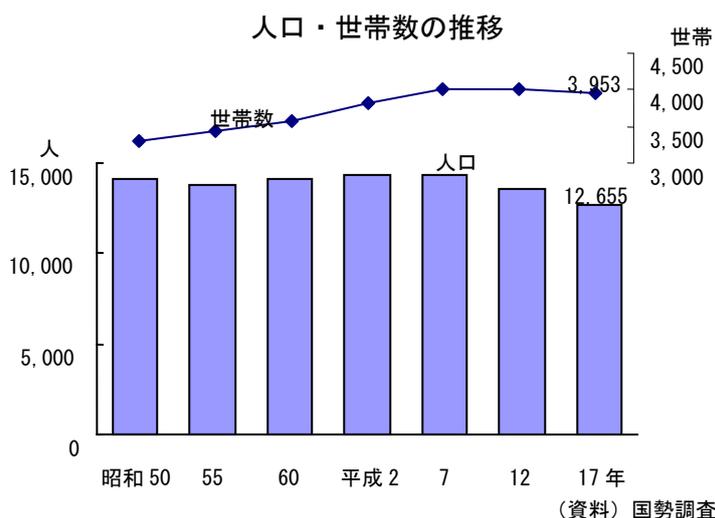


(2) 人口、世帯の動向

人口は、平成 17 年の国勢調査では、12,655 人となっています。平成 7 年から平成 12 年にかけては 5.2%減、平成 12 年から 17 年には 7.0%減と減少率は次第に大きくなりつつあります。なかでも、北部の中山間地域の人口減少が著しくなっています。

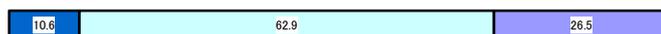
世帯数については、平成 12 年から減少に転じ、平成 17 年 3,953 世帯となっています。

年齢 3 区分別人口は、少子・高齢化が一層進みつつあり、65 歳以上の高齢化率は平成 17 年 24.7%と 4 人に 1 人が高齢者であるのに対し、14 歳以下の年少人口は平成 17 年 11.9%にまで減少しています。



(参考)

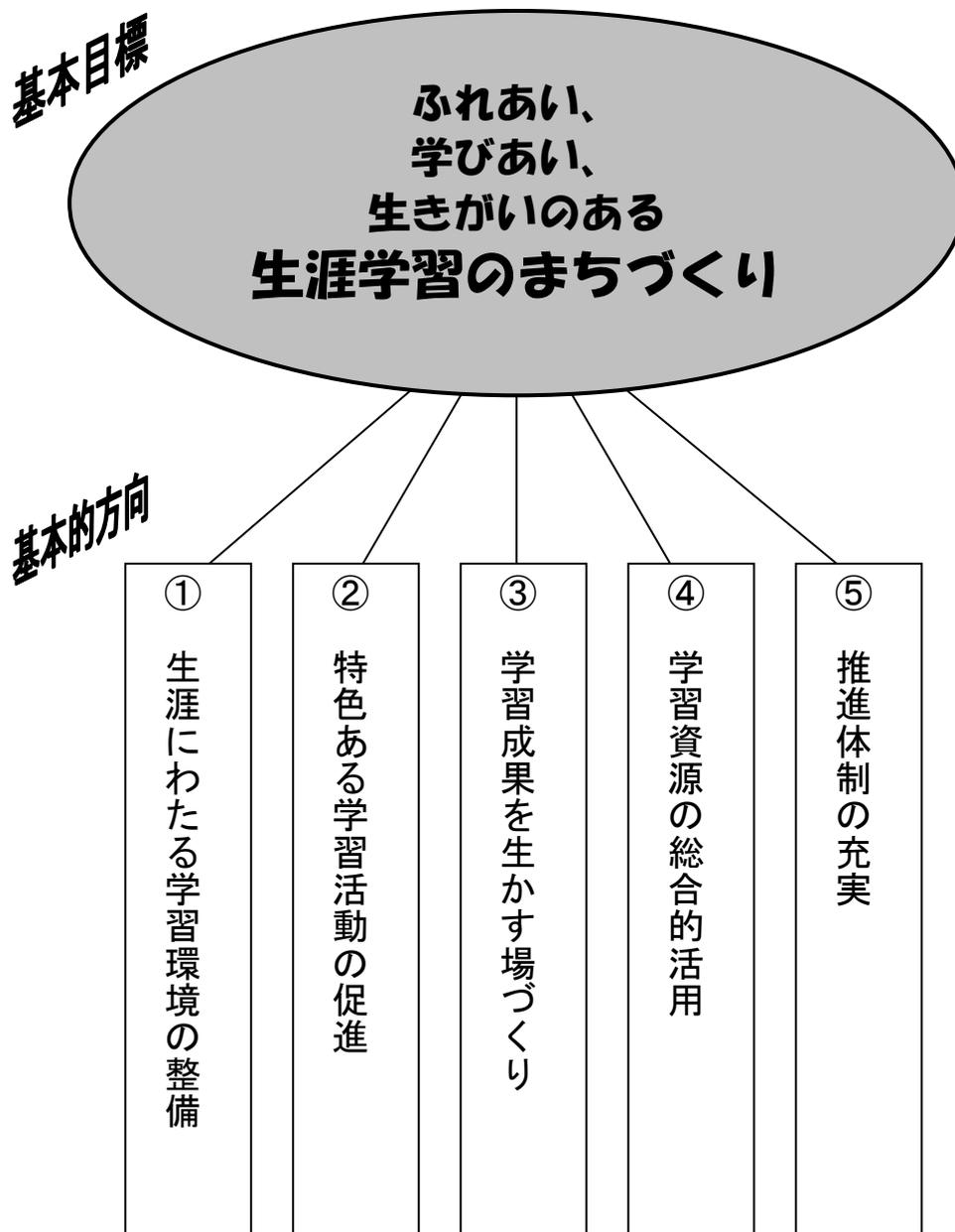
平成20年2月1日 住民基本台帳



2. 生涯学習のまちづくりの基本目標

生涯学習のまちづくりの基本目標と、その実現に向けた基本的方向を次のように設定します。

学習と文化の香り高いまちづくり



①生涯にわたる学習環境の整備

町民の幅広い学習活動の支援を図るため、学習情報や学習機会の提供、学習の場の整備など、いつでも、どこでも、だれでも学習活動が行えるような学習環境の整備を図ります。

②特色ある学習活動の促進

地域づくり、まちづくりの基盤となる、地域を学ぶ活動を生かした体験学習など、特色ある学習活動を行います。また、社会の変化に対応し、現代的課題を取り入れながら、学習内容の充実を図ります。

③学習成果を生かす場づくり

生涯学習活動で得た成果を個人に留めることなく、地域社会に還元していくため、求めに応じて指導者やボランティアなど、人材を生かす場づくりに努めます。

④学習資源の総合的活用

生涯学習社会に対応するため、地域人材の教育現場での活用、開かれた学校づくりによる余裕施設の活用、さらには町内に数多くあるレクリエーション施設の学習活動への活用など、学習資源の総合的活用を図ります。

⑤推進体制の充実

町民参加の生涯学習推進体制づくりにあたっては、生涯学習推進協議会を充実し、生涯学習の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図る一方、行政内部にあっては、各課・室の連携・調整により、総合的・体系的に評価と課題を明確にしながら推進を図ります。

3. 施策の推進内容

生涯学習社会の基本目標の実現に向けて、長期的な視野のもとに次のような施策に取り組みます。

生涯学習の基盤づくり

学校教育は、生涯学習の出発点として自己教育力を重視した「※生きる力」を育む教育へ大きく転換しています。学校さらには社会全体の「ゆとり」を確保するなかで、「生きる力」を育む教育を推進し、学校・家庭・地域のそれぞれの役割と教育力を高め、21世紀を担う創造性豊かな子どもの育成に努めます。

また、家庭教育学級や地域における学習機会を充実させ、学校、家庭、地域の連携による子どもの育成に努めるとともに、町民の主体的な学習意欲を喚起しながら、生涯学習関連施設の活用による学級・講座の体系化を図り、学習ニーズの多様化に応じた学習機会の拡充を図ります。

※生きる力…第15期中央教育審議会「21世紀を展望したわが国の教育の在り方について」の第1次答申（平成8年7月）の中のキーワード。「ゆとり」のなかで子どもたちの「生きる力」を育んでいくことが、これからの教育のあり方の基本であるとしている。

学習機会の充実

町民一人ひとりがライフステージごとに、その必要性や興味・関心に応じて主体的に学習できるよう、学習機会の提供を図ります。

趣味・教養や芸術・文化、スポーツ・レクリエーションなど、「ともに学びあう学習」、人権・男女共同参画、地域安全・防災、健康づくり、福祉、情報化など「ともに生きる学習」、さらには、本町の特色を活かした「交流による学習」を通して、学習ニーズの広がりに対応した学習機会を充実します。

学習情報の提供

学習活動の手助けとなるさまざまな学習情報を収集し、ニーズに即して提供する体制を整え、るとともに、きめの細かな相談体制を確立していきます。

学習活動の支援

学習活動において、さまざまな団体やグループは仲間づくりとして大きな役割を果たしています。こうした団体・グループの活発な活動を支援し、学習成果を地域課題の解決に向け積極的な活用を図ることができるよう努めます。

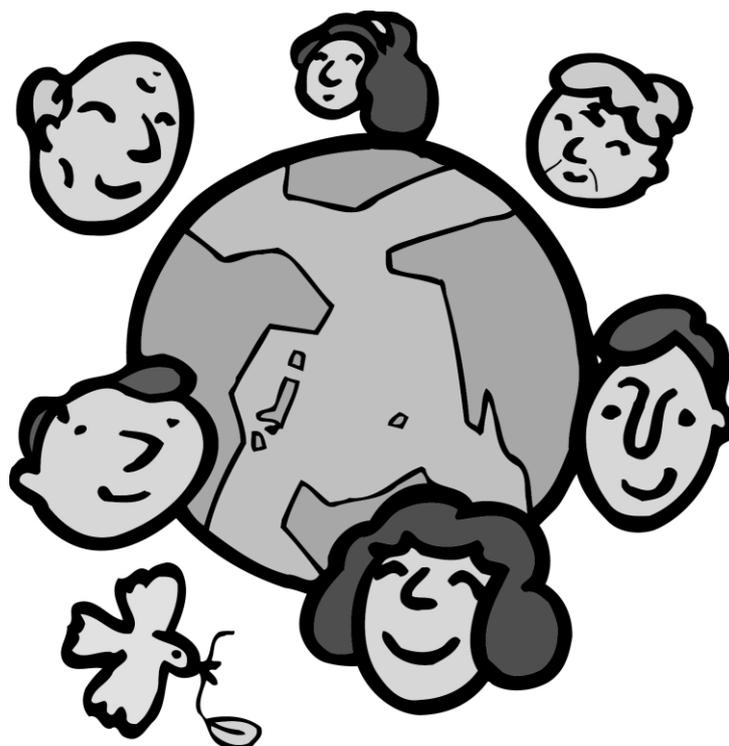
学習環境の整備

中央公民館における生涯学習センターとしての機能を充実するとともに、地区公民館（連合自治会圏）の有効活用を図ります。地区公民館における出前講座の開催、学習情報の提供、施設利用の申し込みなど、中央公民館と地区公民館との連携を強めます。

また、学校施設開放の活用を図るとともに、多くの観光・レクリエーション施設を生涯学習の場として活用する体制を整えます。

推進体制の充実

町民及び行政が一体となって生涯学習を進めるため、生涯学習推進協議会の活性化を図り、さまざまな生涯学習事業の分析・評価・調査・研究活動などを推進します。



4. 各年齢期に応じた学習の展開

生涯学習はその言葉のとおり生涯を通じて行われる学習です。生涯学習において、学習する年齢期を大きく「乳幼児期」「児童期」「少年期」「成人期」「高齢期」の5つに分類し、各年齢期の学習活動を支援します。

乳幼児期

人格形成の基礎を養う大切な時期です。親や家族との関わりの中で互いの信頼を築いていくため、家庭での教育が大切なものとなります。

育児や子育てに不安や悩みをもつ親が増えており、また、乳幼児が身近な人や自然などとふれあう機会も減ってきています。子育ての相談や支援を強化し、安全で安心して遊ぶ場の確保などを推進していきます。

児童期

身近な人や社会に対する関心や興味が拡大する時期であり、基本的な生活習慣を養う時期でもあります。

家庭や地域で人とふれあい、豊かな生活体験を通して思いやりや忍耐力を身につけ、自主性や協調性を育てる教育を推進します。

少年期

自立心を育み社会性を身につける段階で、学校・家庭・地域でバランスのとれた教育や体験が必要です。

学校生活では、友だちとのふれあいなどを通してより広い社会性を獲得し、人生観や職業観を形成する時期です。発達段階に応じた体験的な活動により自ら考え、行動する力を身につける学習を推進します。

成人期

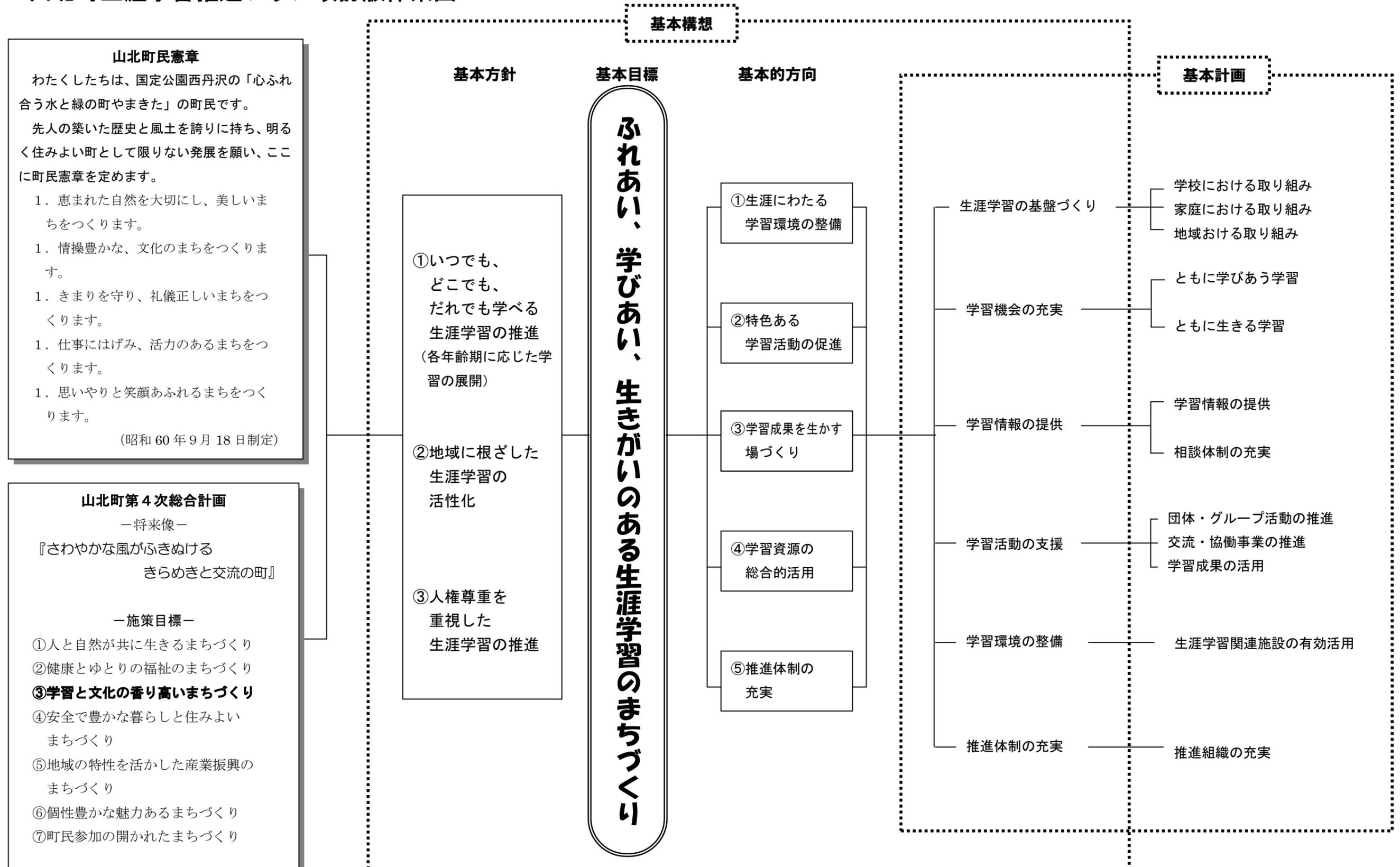
職場や家庭、地域で中心的な役割を担い、社会に貢献する時期です。学習ニーズは自らの生活の中から出てくるものが多く、一方では、変革期にあって一人ひとりの生き方や暮らし方を問い直し、変革を促す時期でもあります。

自主的な学習や学習を通じた仲間づくりなど、今後の生き方を考えることができる学習を支援します。

高齢期

生きがいの充実を図り、経験・知識・能力を地域や家庭に還元する時期です。豊かな高齢期を生きるため、生きがいに関する学習活動の充実を図るとともに、学習を通じた異世代との交流や地域の担い手としての役割など、自らの知識や経験を生かすことができる学習を支援します。

5. 山北町生涯学習推進プラン改訂版体系図



第3章 生涯学習の展開

—基本計画—

生涯学習の展開～基本計画の構成

- | | |
|----------------|---|
| 第1. 生涯学習の基盤づくり | 1. 学校における取り組み
2. 家庭における取り組み
3. 地域における取り組み |
| 第2. 学習機会の充実 | 1. ともに学びあう学習
2. ともに生きる学習 |
| 第3. 学習情報の提供 | 1. 学習情報の収集と提供
2. 相談体制の充実 |
| 第4. 学習活動の支援 | 1. 団体・グループ活動の推進
2. 交流・協働事業の推進
3. 学習成果の活用 |
| 第5. 学習環境の整備 | 1. 生涯学習関連施設の有効活用 |
| 第6. 推進体制の充実 | 1. 推進組織の充実 |

第1. 生涯学習の基盤づくり

1. 学校における取り組み

課題

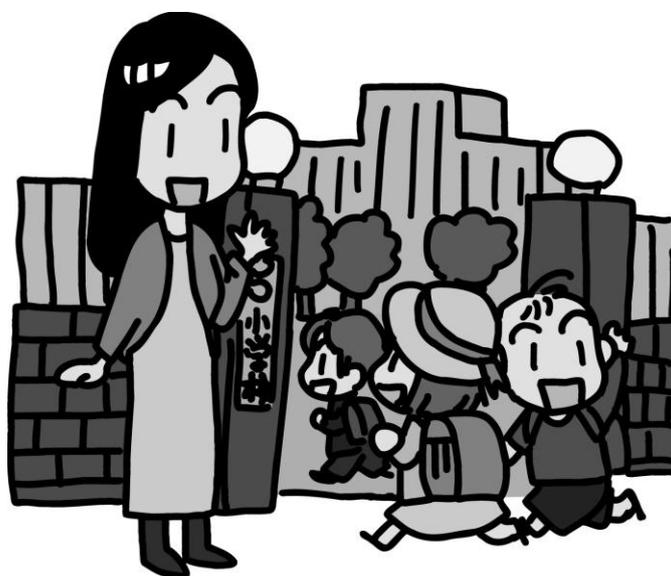
学校教育は生涯学習の出発点として、生涯にわたって学習を続けるための意欲と基礎的能力を培う場です。しかし、子どもたちは物質的な豊かさや便利さの中で、学習塾などでの勉強に多くの時間をとられ、ゆとりのない忙しい生活を送っています。この結果、生活体験や社会性の不足など、「生きる力」の低下が指摘されています。

「生きる力」は、自分で課題を見つけ、自ら考え、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、同時に、自らを律しつつ、物事に感動し、他人を思いやり、人や自然を愛する心などもその要素であり、生涯学習の基礎となるものです。

そのために、子どもたちが社会の変化に主体的かつ積極的に対応できるよう、自ら学び、考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な知識・能力を習得できる環境を整え、個性や創造性を育む教育が必要となります。

「時代の変化とともに変えていく必要のあるもの」に柔軟に対応していく一方、豊かな人間性、正義感や公正を重んじる心、他人を思いやり人権を尊重する心など、「時代を超えて変わらない価値のあるもの」を大切にす教育がますます重要になります。

人間性豊かで自立した人づくりには、学校、家庭、地域が連携し、地域住民同士の積極的な交流を基本に、学校、家庭、地域がともに学習活動との関わりを重点とした生涯学習の基盤づくりが重要です。



1. 『生きる力』の育成を重視した教育の展開

①子どもの自己教育力の育成

ゆとりと特色ある授業編成を進め、子どもが自ら学び考えようとする自己教育力の育成に努めます。

②少人数教育の推進

基礎・基本の定着を図るため、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行います。

③人権教育の推進

思いやりを持ち、豊かな人権感覚を身に付けた子どもを育成するため、学校における人権教育を充実します。

④教育相談の充実

いじめ、不登校などのない学校づくりをめざし、子どもや保護者の悩みに対応する教育相談活動を充実します。

⑤時代を拓く教育の推進

国際教育や情報教育など、時代の変化に対応し、自らの個性や能力を高める教育を充実します。

⑥地域の学習資源の活用

環境教育や福祉教育、ボランティア体験、自然とのふれあいによる野外での体験教育、郷土学習など、地域の人たちの協力を得て、地域の学習資源を活用した教育活動を充実します。

⑦食教育の推進

食物の生産・流通、食生活と健康などについての理解を深め、望ましい食習慣や食を通しての好ましい人間関係の育成を図ります。

⑧特別支援教育の充実

障害のある子どもの社会参加を促進し、さまざまなニーズを踏まえた教育や相談を支援し、充実を図ります。

⑨キャリア教育の推進

小・中・高等学校の指導の連携により、本町の特性にあった一貫したキャリア教育を推進します。

2. 学校と地域との連携

①開かれた学校づくりの推進

地域における学習や地域づくりの拠点として、開かれた学校づくりを推進します。

②学校支援ボランティアの促進

地域の人たちが放課後の部活動、さまざまな体験活動など、指導者として教育活動に参加する学校支援ボランティアの取り組みを支援します。

③地域交流活動の推進

子どもが地域の多くの人たちと交流し、さまざまな社会体験や自然体験を積み重ねることができるよう、子ども会や地域活動の活性化を図ります。

④子どもの居場所の確保

子どもが安全で自由な時間を過ごすことのできる居場所を確保し、遊びからの学びを推進します。



2. 家庭における取り組み

課 題

子どもの健やかな成長を図るうえで、家庭の果たす役割は非常に大きく、基本的な生活習慣等のしつけ、社会生活に必要な能力の育成、社会ルールの指導、情操のかん養など、子どもの発達段階に応じて「生きる力」を育てていくことが必要です。

都市化、核家族化、女性の社会進出など、家庭や家族をとりまく社会状況の著しい変化のなかで家庭の教育機能の低下が指摘され、また、少子化対策やいじめ問題などの解決のためにも、家庭教育の必要性はますます高まっています。子育てに悩みをもつ親を孤立させないよう、子どもたちを地域社会全体で育てるという認識に立ち、子育て家庭を支援していくことが求められています。

そのため、家庭教育の重要性についての啓発に努め、相談・支援体制を充実します。また、ひとり親家庭について配慮しながら、親と子どもが共通の体験を通じて、ふれあいと心の絆を深めていく事業を展開していく必要があります。



1. 家庭教育の充実

①乳幼児学級の充実

育児・子育て、親のあり方、さらには子どもを取り巻く人間関係などを学習する乳幼児学級・教室を充実します。

②家庭教育の充実

子どものしつけや基本的な生活習慣の確立を図るため、幼稚園保育園保護者会やPTA、子ども会、地区青少年健全育成会などと連携して家庭教育に関する学習機会を提供・充実するとともに、男性や祖父母の参加を促進します。

③家庭教育相談の充実

教育相談や子育て支援センターなどにより、相談体制を充実します。

④家庭教育の支援

家庭教育を支援するグループやサークルの育成に努めます。

2. 親と子の共同体験事業の推進

①親子参加事業の推進

親と子、あるいは祖父母と孫の参加によるスポーツ・レクリエーション教室や野外教室、地域のイベントを充実します。

②親子ふれあい学習の推進

参加者自身が企画運営するなど、参加型の学習講座を推進し、親子のふれあいを深める事業を充実します。

3. 地域における取り組み

課 題

地域は、住民の生活・活動の基盤であると同時に、日常のふれあい、学習などの場でもあります。相互に助け合い、育てあう環境の中で、子どもたちの豊かな人間性や社会性が育まれてきましたが、人口の減少等により地域コミュニティが希薄になるなど、地域の教育力が低下してきています。

子どもが健全に成長していくためには身近な地域社会が子どもにとって安全で活気があることが重要であり、子どもたちの健やかな人間形成を図るうえで、地域の役割がますます高まっています。子どもたちの異年齢集団での活動や、地域住民との交流を推進するために、自治会活動や子ども会活動など、地域の活動を積極的に推進することが必要です。

本町では、広い町域をもつ地域特性を考慮し、地域に根ざした学習活動を積極的に展開してきました。中央公民館では、各種教室・学級・講座などの充実を図り、町民の学習活動に大きく貢献しています。今後も、中央公民館を活動拠点とし、各種事業の効果的な運営を図るなど、その機能を充実していくことが重要です。



施策

1. 地域と学校・家庭との連携

①地域の教育力の活用

地域の人材を活用して特色ある体験・交流学习を推進します。

②放課後児童対策の推進

学校や児童館などを活用しながら、放課後等に家庭で養育できない子どもの生活指導、余暇指導など、放課後児童対策を推進します。

学童保育事業もさらに推進します。

③自主的な青少年活動の展開

子ども会や青少年健全育成会、PTA、自治会などが連携して、地域において青少年が自主的に参加、運営できる活動を推進します。

2. 学習機会の拡充

①生涯学習ネットワークの構築

中央公民館と児童館などとの生涯学習ネットワークを構築し、地区住民の学習活動を支援します。

②身近なテーマへの取り組み

身近なテーマによる参加しやすい内容の学級・講座を拡充します。

③適切な学習機会の提供

ライフステージに沿った学級・講座の編成により、必要な時期に適切な学習機会を提供する体制を充実します。特に、高齢者に対する学級・講座を充実します。

④地域人材の活用

経験豊かな地域の人材を、さまざまな分野で地域に生かしていく機会の拡大を支援します。

第2. 学習機会の充実

1. とともに学びあう学習

課題

(趣味・教養)

趣味や教養に関する学習活動は、人生を豊かで幅広いものとし、精神的なゆとりを生み出してくれます。町内にはこうした活動を行っている多くの団体・サークルがあり、学習活動の拠点となっている中央公民館などで多彩な活動を行っています。

隣近所との付き合いが少なくなったり、ひとり暮らしの高齢者が増えたりする中で、共通の話題や趣味を提供し、身近な地域での仲間づくりや高齢者の生涯学習への参加を推進する必要があります。

(芸術・文化)

精神的な豊かさを重視する傾向が強まる中で、すぐれた芸術にふれることや、文化の創造的活動を行うなど、潤いのある心豊かな生活がより一層求められています。このため、中央公民館を活用し、演奏会や芸能鑑賞会、展覧会の開催など、質の高い芸術文化にふれる機会の提供を図るとともに、一般教養や美術工芸、料理など、町民の文化活動の振興に努めています。

地域の文化は、町民の心をつなぐ基盤となるものであり、山北の自然、歴史、風土をもっと知ることによって町民一人ひとりの力を結集させる精神的基盤の充実をめざし、地域に根付いた町民の自主的な文化活動を、広域的な取り組みも視野に入れ、支援していくことが必要です。

(スポーツ・レクリエーション)

スポーツ・レクリエーション活動は、活動そのものを楽しむことができるほか、人々に体を動かす爽快感、仲間との連帯感など、心身両面にわたる楽しさや喜びを与えるとともに、人々の交流を深め、地域の活性化にも貢献するものです。また、近年は青少年の体力の低下や成人のストレス増加、肥満など、運動不足が指摘されています。

各種スポーツ教室を開催し、町民のニーズに応えるとともに、丹沢湖マラソン大会、カヌーマラソン大会などの広域的なスポーツイベントは、今後も、誰もが気軽に身体を動かすことのできるスポーツ・レクリエーション活動をはじめ、豊かな自然を生かした特色ある事業のさらなる推進が求められています。

(自然・環境)

社会環境の変化とともに失われる傾向にある水と緑の豊かな自然環境を守っていくための意識啓発や学習活動の重要性が叫ばれています。

山北町の豊かな自然は、観光・レクリエーションへの活用や特産品の開発などを通じて、地域の活性化を図るための大切な資源となっています。山北を訪れる人々に対して、この豊かな自然にふれる機会を提供し、自然の大切さや仕組みを説明・紹介するための学習や活動を活発にしていくことが重要です。

施策

1. 趣味・教養を高める学習の推進

①学習機会の充実

趣味・教養を高める学習機会の充実を図り、豊かな人間性を培うとともに、仲間同士での交流を促します。

②自主的活動の推進

活動団体やサークルの育成を図り、地域での仲間づくりや交流を促し、また、活動成果を活かす場や機会を拡充します。

2. 芸術・文化を高める学習の推進

①自主的活動の支援

文化団体やサークルの育成を図るとともに、自主事業や発表活動を支援します。

②情報の提供

町民が芸術・文化活動に親しみ、自主的に参加できるよう、情報の提供に努めます。

③発表、鑑賞機会の充実

町民文化祭などの発表の場の充実を図るとともに、豊かな感受性を培うため、鑑賞機会を拡充します。

3. 地域文化に親しむ学習の推進

①地域文化・郷土学習の推進

地域の文化に触れることで、地域を知り、地域への親しみや愛着を深めるための学習機会を拡充します。

②文化財の活用

文化財を広く町民に周知するとともに、学習教材として活用し、歴史・文化にふれあう機会を創出します。

③学習成果発表の場の拡大

郷土の歴史や文化財などの学習成果を発表する場として、文化財ボランティアガイドの育成に努めます。

4. スポーツ・レクリエーション活動の推進

①スポーツ事業の充実

体育協会や体育指導委員の協力のもと、スポーツとのよい出会いができるよう、各種スポーツ教室やスポーツ大会の開催など、スポーツ事業を充実します。

②団体・指導者の育成

スポーツ・レクリエーション団体の活動充実とともに、指導者の計画的な育成を図ります。

③総合型地域スポーツクラブの設立

子どもから高齢者までスポーツに親しみ、スポーツを通して地域の人たちと自然に交流ができ、継続的な活動ができる総合型地域スポーツクラブの設立を目指します。

5. 自然環境に関する学習の推進

①自然とのふれあい活動の充実

豊かな自然と親しみながら、日常生活を送ることができるよう、身近な自然環境や景観などへの理解を深め、保全、活用に向けた活動を支援します。

②環境教育の推進

幼少年期における環境教育を推進し、環境への理解と環境を大切にする心の育成を図ります。

③環境学習の推進

自然や環境関連施設等を有効活用し、環境問題を身近なものとしてとらえ、人と環境とのかかわりについての理解を深める環境学習を推進します。



2. とともに生きる学習

課 題

(人権・男女共同参画)

本町では、女性や子ども、障害のある人、外国籍住民など、さまざまな人権問題に対する啓発や学習に力を注いでいますが、一人ひとりが人権問題に関心を持ち、差別や偏見をなくしていく学習をさらに推進することが必要です。

また、女性の社会参加が進む中、性別による役割分担意識を解消し、あらゆる分野で男女共同参画意識を育成する学習を推進する必要があります。

(地域安全・防災)

近年、人々の生活を脅かしたり不安に感じたりするような事件が多発しています。こうした中、暮らしの拠点である地域で防犯や防災の意識を高め、町民一人ひとりが適切な対策をとれるよう、日ごろから学習することが必要です。

また、「いざという時」に備え、地域が一体となって取り組むことのできる体制の構築が求められています。

(健康づくり)

生涯を通じて心身とも、健康で過ごすことはすべての人々の願いです。健康づくりは、健康管理や病気の予防、食生活、スポーツ・レクリエーション活動など、日常生活と深い関わりを持つため、学習機会の提供、活動施設の整備、相談・指導活動の推進など、総合的な取り組みが必要です。生活習慣そのものが疾病と大きく関わっているという状況の中で、町民一人ひとりが健康に対する意識を高め、自らの生活を見直すことができるような学習も求められています。

(福祉)

少子高齢化に伴い社会構造が大きく変化し、福祉に対するニーズの増大や多様化が進んでいます。子育てを社会全体で支え、子育てに喜びを感じられる環境をつくるための学習も必要です。

また、高齢化はなお一層進むと予想されることから、誰もが福祉サービスの対象者となったり、ボランティアとしてサービスの提供者となったりする可能性が大きくなっています。児童期から福祉学習やボランティアを体験し、福祉の仕組みや制度を学習したり、ボランティアとして必要な知識や技術を身に付けたりする学習機会の提供も必要となっています。

(情報化)

インターネットの普及が進む中で、情報リテラシー（さまざまな情報メディアを使いこなす能力）の格差が生じています。情報社会においては、さまざまな情報の中から正しい情報を選択することのできる能力を身に付けることが不可欠です。

そのため、必要とする情報を探し、活用する能力を身に付ける学習を促進するとともに、著作権やプライバシーの保護、通信マナーなど、情報社会にかかわる社会的課題についての学習機会を充実することが重要です。

(国際化)

経済活動から日常生活まで、さまざまな分野で世界との結びつきが深まりつつあります。

学校における外国人講師による英語の授業や外国人のホームステイ事業など、身近な国際交流も進められています。

これらの国際理解教育や国際交流を進めるなかで、お互いの国がもつ言葉や文化、習慣などへの理解を深め、国際的な視野をもつ人づくりが求められています。

施 策

1. 人権尊重学習の推進

①人権教育の推進

日ごろから人権感覚を育み、学校、家庭、地域が一体となった豊かな人権意識を育てる教育を推進します。

②人権学習の推進

人権問題を町民一人ひとりが自らの問題としてとらえ、行動できるよう、具体的な現実に学ぶ学習を推進します。

③男女共同参画に関する学習の推進

家庭や学校、地域、職場など、さまざまな場で男女共同参画に関する学習を推進するとともに、実態の把握に努めます。

2. 地域の安全学習の推進

①防災に関する学習の推進

地域で開催される防災訓練などを通じて、緊急時に適切な行動をとれる学習を推進します。

②救急に関する学習の推進

救急への正しい理解や応急処置の方法など、救急知識の普及や学習を推進します。

③地域安全に関する学習の推進

防犯意識を高めるとともに、地域の防犯活動を高める地域安全学習を推進します。

3. 健康づくり学習の推進

①健康教育の充実

乳幼児及び保護者を対象とした健康教育の充実とともに、学校教育においては家庭との連携により、健全な生活習慣を育てます。

②学習機会の拡充

健康管理、食生活の改善、病気の予防などに関する学習機会を拡充するとともに、カウンセリング窓口を充実し、心の健康などの対応に努めます。

③健康づくりの実践

地域で健康づくりの実践指導にあたるリーダーの育成や自主グループの活動を支援します。



4. 福祉学習の推進

①子育て学習の推進

地域の子どもを親だけでなく、地域全体で育てる意識を共有するための学習を推進します。

②知識や介護技術の向上

高齢者や障害のある人に関する知識を高めるとともに、点字・手話の講習や介護技術を高める学習機会の充実を図ります。

③心の通う交流の実現

助け合い、ともに支え合うまちづくりを進めるため、福祉意識を高める学習とともに、世代間交流の仕組みの構築などを通して心の通う交流をめざします。

④ボランティア学習の推進

ボランティア意識の啓発やボランティア養成のための講座、研修などを通して、自分の知識や技術を活かす学習を推進します。

5. 情報学習の推進

①活用技術の習得

コンピューターをはじめとする情報機器を容易に活用できるよう、また、ルールやマナー、モラルなどITについての学習機会を充実します。

②インターネットの活用

さまざまな情報を主体的に活用できる、情報活用能力を育成する学習機会の充実を図ります。インターネットを活用した学習プログラムなどの学習機会を充実します。

6. 国際理解学習の推進

①外国語教育の推進

外国語によるコミュニケーション能力を身に付けられるよう、幼稚園や学校教育での外国語教育を推進します。

②国際理解学習の推進

外国人講師等の協力を得て、外国語の習得や外国の生活習慣などの学習機会を充実します。

第3. 学習情報の提供

1. 学習情報の収集と提供

課題

学習情報とは、学習活動をするときに手助けとなる学習の機会や方法、指導者などに関する情報です。広報「やまきた」や「公民館だより」などによる学習情報の提供を行っていますが、インターネットが普及する中で、今後はいかに必要な情報を収集し、提供するかが課題となっています。

また、神奈川県内外における学習情報や人材情報を積極的に活用していく必要があります。生涯学習の紹介や案内情報に加えて、町民の学習ニーズや要望に基づく年間の活動計画を組み、これらを学習情報として全町民に知らせるなど、さまざまな学習情報を提供する仕組みの構築が求められています。



1. 学習情報の収集・提供

①学習情報の収集

学習事業などの情報を収集・整理し、学習情報の一元化を図ります。

②情報の提供

学習事業一覧を作成し、広報「やまきた」や「公民館だより」、町ホームページなどで情報提供を図り、県や広域などとの積極的な連携により内容を充実します。

③学習情報のデータベース化

生涯学習に関する学習の場や活動状況、人材などの情報をデータベース化し、効率的、効果的に提供することにより、学習活動を支援します。

④情報ネットワークシステムの活用

県生涯情報システム、県図書館情報ネットワークシステムを積極的に利用できる体制づくりを推進します。

2. インターネットの活用

①学習情報の共有化

行政各課・室や主要施設をインターネットで接続し、学習情報の収集、共有化を図り、連絡・調整の効率化を図ります。

②町ホームページの充実

町内の学習情報を常時閲覧できる町ホームページの内容充実を図ります。

2. 相談体制の充実

課題

学習相談は、学習者の学習欲求に応じて的確な学習情報を提供・助言して、学習を進める上での問題や悩みを聞き取り、解決のための糸口を探る活動であり、学習活動の大きな推進力となります。

担当課・室によりきめ細かな相談やサービスに努めていますが、近年は学習ニーズの多様化に伴い、専門的な学習相談が増える傾向にあります。

今後は、町民の自主的な学習活動を支援する観点から、学習情報の提供と一体化して、最新の情報の収集や発信など、総合的に学習相談に対応できるような体制の整備が必要です。

施策

1. 学習相談体制の充実

①資料の活用

学習相談窓口での相談が円滑に行われるよう、情報提供と一体となった学習資料の系統的な収集・管理による活用を図ります。

②相談内容の活用

学習相談窓口での情報については、町民が気軽に相談でき、今後の学習に生かすことができるよう、相談内容と対応結果を記録するなどにより活用を図ります。

③インターネットの活用

学習相談は町ホームページの活用により、インターネットでも対応できるようにします。

2. 学習相談員の支援

①研修機会の充実

多様化、高度化する学習ニーズに応えるため、担当課職員の資質を高めるための研修機会を充実します。

②相談ネットワークの整備

町内における学習指導者や専門家などの相談ネットワークの整備に努めます。

第4. 学習活動の支援

1. 団体・グループ活動の推進

課題

本町では、多くの町民がさまざまな団体やグループに所属し、活発な生涯学習活動を行っています。文化団体連絡協議会や体育協会などに加盟する団体のほか、自主的な活動を行うグループや青少年健全育成を進める団体など、多くの団体・グループがありますが、近年はメンバーの高齢化が進み、適切な指導者を欠く団体も見られます。生涯学習支援者バンクの活用などにより、学習指導者の確保に努めるとともに、団体・グループ間の活発な交流による活動の活性化を図ることが課題となっています。

専門的な知識、技術をもつ人材、伝統技能を継承する人材を学級・講座の講師などとして招くなど、学習活動をさまざまな面で支援するボランティアの育成・確保を図ることが重要となっています。



1. 団体・グループ活動の支援

① 団体、グループのネットワーク

登録されている各種団体・グループの活動を広く情報として把握するとともに、交流の場を設け、連携しての活動を支援します。

② NPOの育成

地域学習団体等を育成し、NPO法人化に向けた支援をめざします。

2. 指導者の育成と確保

① 指導者の育成

指導者養成講座などを通して、指導者の発掘、育成に努めるとともに、指導者間の情報交流と広域活用を促進します。

② 学習ボランティアリーダーの養成

学習成果を活用した学習ボランティアリーダーの養成講座を通して、生涯学習を支援するボランティアリーダーを養成します。

③ 生涯学習推進者の養成

地域での生涯学習活動をリードする生涯学習推進者の養成を図ります。

3. 人材活用体制の整備

① 生涯学習支援者バンクの活用

生涯学習指導者バンクの充実に向け、積極的な情報提供に努めるとともに、登録者による講座の開設を図ります。

② 県との連携

県の文化・情報システムや人材登録バンクへの登録と広域的な活用を図ります。

2. 交流・協働事業の推進

課題

当町では、豊かな水と緑の自然環境を利用した健康づくりやレクリエーションの場、自然学習の場を提供するとともに、これらの交流活動を通じて地域の活性化をめざしています。

ハイキングコースや登山道の整備など、アウトドアライフの充実を支援するとともに、地域の農業資源等と一体となった余暇活動を楽しむグリーンツーリズム事業にも取り組んでいます。また、昭和61年より品川区と恒常的な交流活動を続けるなど、山北町を楽しみに町内外から多くの人々が訪れており、地域住民と来訪者との交流を継続することにより、これらの交流が町民の学習活動に刺激を与え、活力あるまちづくりに寄与することが期待されます。

施策

1. 自然環境を学び、自然とふれる場づくり

①自然環境学習の推進

森林や野生の動植物の種類や生育条件などを学ぶ自然環境学習を推進します。

②情報提供の充実

西丹沢自然教室やビジターセンター、ふれあいビレッジの活用や野生動植物情報センターの整備など、山の案内や自然探索を楽しめる情報提供を充実します。

③「交流施設」の活用

農業体験、茶摘体験、季節の行事などの交流拠点として、「ひだまりの里」の活用を図ります。

④レクリエーション施設の整備

散策コース、アスレチックコースなど、森林を楽しむレクリエーション施設の整備を進めます。

2. 都市住民等との交流活動の推進

①地域住民主体の取り組み

自然体験講座や薬草講座、手づくり木工教室など、地域資源を生かした地域住民主体による交流事業への取り組みを促進します。

②観光交流産業との連携

森林や農業体験を通じた滞在型体験プログラムを検討します。

③イベントの推進

野外コンサートの開催、薬草講座や手づくり木工教室の開設など、地域の資源を生かしたイベントを推進します。

④国際交流活動の推進

演奏会等の文化交流、乳製品製造等の技術交流など、国際交流活動を進めます。

3. 交流を支える人づくり

①人材の育成

自然解説員の養成など、本町の自然を解説、紹介する人材の育成に努めます。

②人材の活用

生涯学習支援者バンクや学習ボランティアリーダーの周知と有効活用を図る仕組みを検討します。



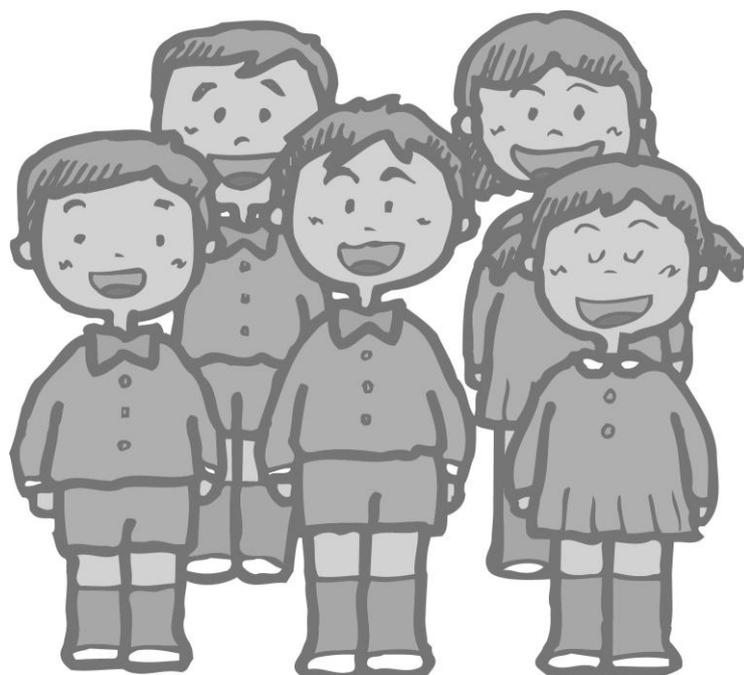
3. 学習成果の活用

課 題

町民憲章は、町民のすべての生活の分野にわたり心豊かに生活する願いや希望を述べたものであり、生涯学習活動の指針となっています。そのためには、学習活動の成果が広く地域に還元され、まちづくりに生かされることが大切となっています。

学習活動を通じて身に付けた知識・技術などの学習成果を適切に評価し、発表していくことは、自らの学習意欲を高めることにつながります。同時に、ボランティア活動や地域活動などで活かしたいと考え、活動する町民も多くなっています。

ボランティア活動の場は、従来の福祉や環境保全、国際協力などといった分野から、防災・災害援助、文化・スポーツ活動、学校教育分野の支援など広範囲に広がりつつあります。そのため、ボランティア活動を評価し、その活動が実際に活用されるしくみをつくる必要があります。学習成果を提供したい側と求める側の間に立ち、提供希望者が無理なく楽しく活動でき、受け入れ希望者は気軽に支援を求められるような窓口とコーディネート機能が求められます。



1. 学習成果の発表

①発表機会の充実

町民文化祭や中央公民館祭りなど、団体・グループ相互の連携・交流の機会や学習活動の成果を発表する機会を拡充します。

②継承活動の促進

高齢者と青少年との交流機会の拡充を図り、知識や技能・技術を継承する活動を促進します。

③発表の場の確保

身近な学習成果の発表の場として、公民館や観光案内所などを利用し、ミニギャラリーなどの推進に努めます。

2. ボランティア活動の推進

①ボランティア情報の提供

学習成果としてのボランティア活動を推進するため、ボランティア活動に関する情報の収集・提供や相談を充実します。

②ボランティア活動の場の拡充

学習活動を生かしたボランティアなどの育成と活動の場の確保に努めます。

③障害のある人への学習支援

学習に際しての介助、録音・点字翻訳、手話等のボランティアの育成・確保を図り、障害のある人への学習支援に努めます。

第5. 学習環境の整備

1. 生涯学習関連施設の有効活用

課題

社会教育施設としては、中央公民館、地区公民館、児童館などがあり、町民のさまざまな学習活動や地域活動の拠点となっています。

生涯学習の拠点となっている中央公民館は、多目的ホール、展示ホール、図書室、会議室、調理実習室などを備え、生涯学習の拠点としてさまざまな学習機会を提供し、また、活発に利用されています。

中央公民館と併せ、60 を超える自治会を基盤にして、地域づくりの一環として地区公民館活動を展開しています。地区公民館では、地域文化活動や趣味・教養活動、スポーツ活動、健康づくり活動、子ども会活動、伝承行事など、地域に根ざした特色ある活動が展開されていますが、人口減少や高齢化が進み、活動を維持していくことがむずかしい地域もみられ、他地区との共同開催などの連携が求められます。

また、学校と地域との適切な連携により、学校体育施設の開放と併せ、児童・生徒の減少により生じている余裕施設を生涯学習施設として活用することも今後の課題となっています。

学校施設のほかに、丹沢森林館・薬草園、丹沢湖ビジターセンター、ふれあいビレッジなど、多くの観光・レクリエーション施設がありますが、生涯学習関連施設としての利用を検討する必要があります。



1. 中央公民館の機能の充実

①生涯学習センター機能の充実

学習情報の収集・提供、講師や指導者の紹介、リーダー養成の研修など、生涯学習センターとしての中央公民館の機能を充実します。

②運営弾力化の推進

開館時間の弾力化や利用申し込み手続きの簡素化など、利用者のニーズに応じた柔軟な運営に努めます。

③広域施設利用の周知

図書館の相互利用についての周知を図るとともに、他の学習施設についても広域施設利用が行なわれるよう連携を図ります。

2. 生涯学習施設としての学校の活用

①学校施設開放の推進

身近な生涯学習の場として学校開放を一層進めるとともに、施設や機能の活用に向けて管理運営のあり方等を検討します。

②余裕施設の活用

多目的ルーム、パソコンルームなどの整備を推進し、余裕施設の活用を図ります。

3. 生涯学習関連施設の活用

①観光・レクリエーション施設の活用

レクリエーション施設の整備を促進し、生涯学習への活用を図ります。

②既存施設の活用

既存施設について、学習の場としての活用と開放促進に向けた取り組みを進めます。

第6. 推進体制の充実

1. 推進組織の充実

課題

生涯学習は、人間の生活全般にかかわり、文化・スポーツ活動から健康づくり、地域福祉活動、さらにはまちづくり活動といった幅広い領域を含んでいます。したがって、これらを支援する行政の活動も、単に教育委員会だけの取り組みだけでなく、町長部局を含む幅広い連携のもとに、全庁的な取り組みが必要であり、庁内における推進体制を整備する必要があります。

また、生涯学習を身近なものとしていくには、町民一人ひとりが生涯学習の意義を共有しながら、主体的な活動に取り組むことができる環境づくりも進める必要があります。町民の学習ニーズを的確に捉え、これに応じて事業を体系化し、他機関や民間と協力・分担し、内容を充実していかなければなりません。このため、生涯学習推進協議会の一層の充実を図り、町民の多様な学習ニーズを把握するなど、適切な支援策の推進が求められています。

施策

1. 生涯学習推進協議会の充実

町民主体の生涯学習を推進するため、全庁的な視点から事業の推進方策を検討する生涯学習推進協議会の充実を図ります。

2. 庁内生涯学習推進体制の整備

①総合行政の展開

生涯学習を各課の連携による総合行政として展開していくため、生涯学習推進本部を設置します。

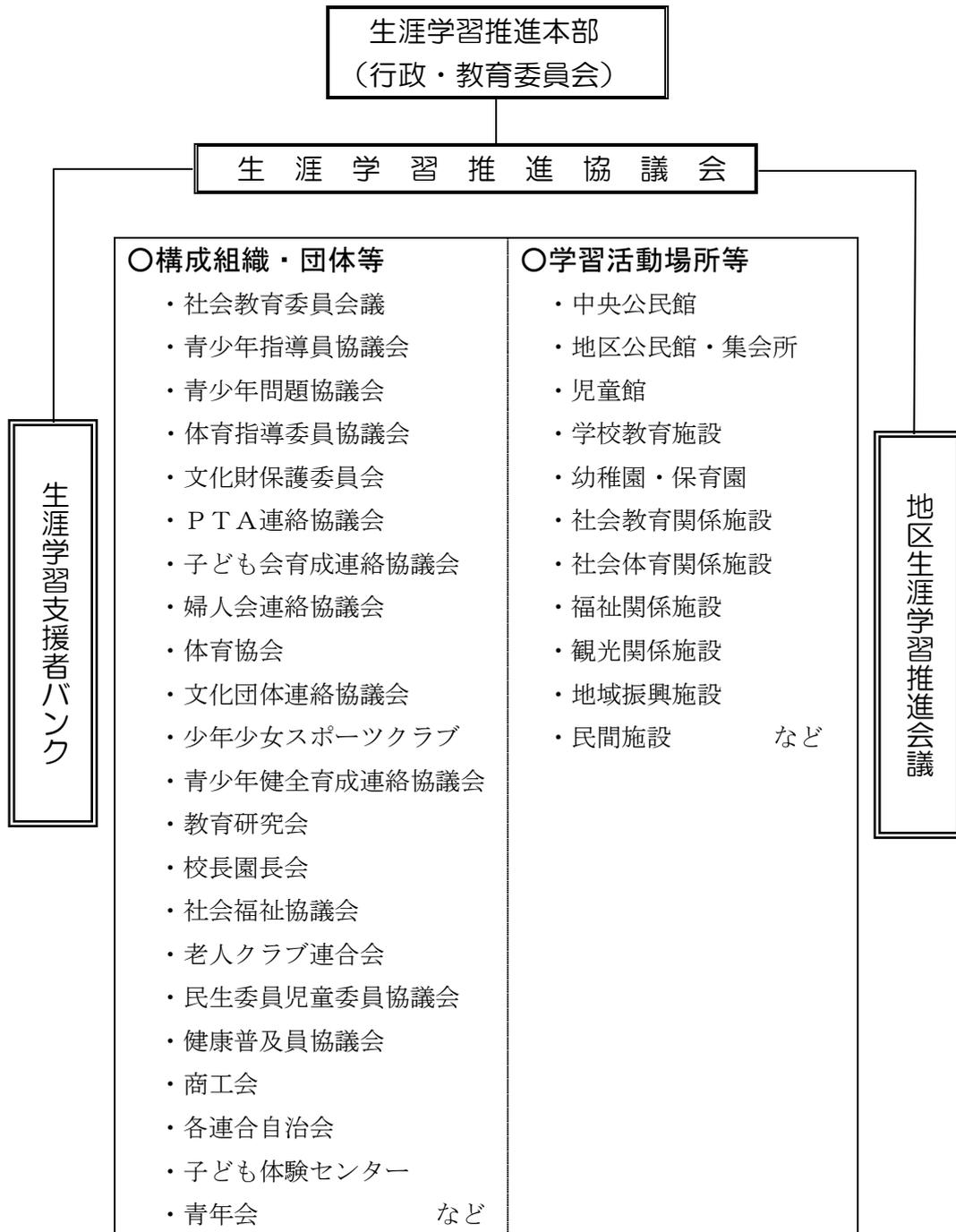
②総合調整機能の強化

学習情報の提供や相談の実施、学習指導者の養成など、生涯学習の専任部局として生涯学習課の総合調整の機能を強化します。

③研修体制の充実

学習事業の企画、立案の能力と質を高めるため、職員の生涯学習にかかわる研修体制を充実します。

山北町生涯学習推進体制



第4章 推進施策・事業

一実施計画一

1. 推進施策・事業

基本構想、基本計画をもとに推進していく各種施策・事業を掲げます。期間については、大きく変動している現在の社会経済情勢を考え、平成20～24年度の5ケ年間とし、5年後に見直し・修正をすることとします。

また、次の区分により今後の方向性（目標）を示します。

- [継続] 現在の取り組みを継続して実施する施策・事業
- [充実] 現在の内容等をさらに充実して取り組む施策・事業
- [新規] 新たに取り組んでいく施策・事業

第1. 生涯学習の基盤づくり

1. 学校における取組み

施策	取り組み・内容等	今後の方向性
「生きる力」の育成を重視した教育の展開	・きめ細かな指導による基礎学力の定着	継 続
	・地域の実情を踏まえた特色ある教育課程の編成	継 続
	・校内外の研究事業等による指導方法の工夫	継 続
	・人権的視点に立った授業の展開	継 続
	・指導案に人権配慮事項を示し道徳の時間等あらゆる教育活動の中で心のつながりを重点とした人権教育を展開	継 続
	・ALTを活用し時代の変化に対応した国際教育の推進	継 続
	・パソコン教育・個人情報保護等の情報機器の仕様方法の指導。総合的な学習を活用した環境教育や福祉教育の実施。職場体験やボランティア体験学習などの実施	継 続
・特別支援の必要な児童生徒の自立に向けた特別支援教育の推進	充 実	
・勤労観・職業観を身につけ社会に貢献する力を育成するキャリア教育の推進	充 実	

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等	今後の方向性
学校と地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保・小中高等学校の交流教育の充実 ・ 行事等への相互参加と協力。地元の山北高校との交流等による異年齢・異校種間交流の実施 ・ 地域の学習や地域交流活動の拠点として学校開放などにより開かれた学校づくりを推進 ・ 学校支援ボランティア等を充実し体験活動・部活動・放課後の子どもの居場所づくりなどを推進 	継 続 充 実 充 実 充 実

2. 家庭における取り組み

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等	今後の方向性
家庭教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児家庭教育学級等により育児や親のあり方などの学習を推進 ・ 教育相談の実施。子育て支援センターなどによる家庭教育相談の推進 ・ 家庭教育や様々な親子ふれあい事業などを支援するサークル・ボランティアの育成。生涯学習支援者バンクへの団体・グループの登録推進。保護者会やPTA活動の支援 	継 続 充 実 充 実
親と子の共同体験事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ大会・野外教室・星座教室・地域行事など親子や家族のふれあい事業として参加型学習や講座の企画運営 ・ サマースクールなど親子や家族を対象とした中央公民館事業を充実 ・ 子ども体験センター・ふれあいのいえ事業などの推進 	充 実 継 続 継 続

3. 地域における取り組み

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等	今後の方向性
地域と学校・家庭との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習支援者バンクの充実と活用 ・ 地域の人材活用による地域教育力の充実 ・ 学童保育やふれあいのいえ事業などを推進し放課後児童支援体制を充実 ・ 学校と自治会・子ども会・青少年健全育成会・PTA・青少年指導員などとの連携強化し異年齢交流機会の提供体制を整備 ・ 青少年健全育成大会の開催と地域青少年健全育成会の活動支援 	充 実 充 実 充 実 継 続 継 続

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等	今後の方向性
学習機会の拡充	・中央公民館と児童館等との生涯学習ネットワークを構築し地域の学習活動を支援	新 規
	・身近なテーマによる参加しやすい講座や学級の研究と発信	継 続
	・ライフステージに応じた学級・講座の提供体制の拡充	継 続
	・福寿大学など団塊の世代向けの学級・講座の充実	充 実
	・他市町との連携による広域的な学習や講座の推進体制の確立	新 規

第2. 学習機会の充実

1. とともに学びあう学習

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等	今後の方向性
世代間交流学習の充実	・世代間交流学習機会の拡充と広域的な事業の展開 ・世代間交流の仕組みの構築	充 実 新 規
趣味・教養を高める学習の推進	・中央公民館で開催している様々な教室・講座の推進（文化・一般・芸術・料理など） ・文化団体や中央公民館を活動拠点としている様々な趣味の会・サークルの活動支援と活動場所の提供 ・町民文化祭や公民館まつりなど日頃の学習の成果を発表する場の提供	継 続 継 続 継 続
芸術・文化を高める学習の推進	・文化団体や中央公民館を活動拠点としている芸術・文化団体・サークルの活動支援と活動場所の提供 ・芸術・文化に触れることができる芸術鑑賞や文化講演会等の開催 ・町民文化祭や公民館まつりなど日頃の学習の成果を発表する場の提供	継 続 継 続 継 続
地域文化に親しむ学習の推進	・文学歴史散歩など内外の文化に触れることができる学習機会の提供 ・「山北のお峯入り」「世附の百万遍念仏」「室生神社の流鏑馬」など指定文化財の公演支援 ・文化財保護委員会活動の推進と文化財ガイドボランティアの育成 ・文化財講座や文化講演会などの開催による文化財や歴史についての学習機会の提供	継 続 継 続 充 実 継 続

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等	今後の方向性
スポーツ・レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツ推進プランによるスポーツ活動の推進 ・健康スポーツ大会・丹沢湖マラソン大会・球技大会などスポーツ関連イベント・事業の推進 ・カヌーマラソン・カヌー教室等山北の特色を生かしたカヌースポーツの普及 ・体育協会の活動支援 ・体育指導委員によるスポーツ・レクリエーション活動の推進と情報提供 ・各種少年少女スポーツクラブの活動支援 	継 続 継 続 継 続 継 続 継 続 継 続
自然環境に関する学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の総合的な学習の時間を活用し自然環境学習・環境教育の展開 ・環境を身近に感じる環境学習会の開催 ・森林ボランティアや里山づくりなどによる自然とのふれあい活動の充実 	継 続 継 続 充 実

3. とともに生きる学習

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等	今後の方向性
人権尊重学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権的視点に立った学校での人権教育の推進 ・人権ちらし、リーフレット等の作成と活用 ・幼保保護者の会・P T A・自治会・教職員・役場職員・企業などを対象とした人権研修会の開催や人権問題講演会などの開催 ・男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの推進 	継 続 継 続 継 続 充 実
地域の安全学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練や自主防災組織への支援など防災学習の推進 ・A E D操作や応急処置研修など、救急に関する学習の推進 ・地域の安全意識の普及・啓発活動の推進 ・登下校のパトロールなど学校・家庭・地域が連携した子どもの安全対策活動の推進 	継 続 充 実 継 続 充 実

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等	今後の方向性
健康づくり学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児及び保護者の健康教育の充実 ・健康普及員の各種健康学習活動の充実や地域リーダーの育成 ・健康管理・食生活・病気予防・介護心の健康などの学習機会やカウンセリング窓口の充実 ・健康・食生活関係の実践グループの育成 ・健康福祉センターの施設を活用したさまざまな健康学習の展開 ・健康スポーツ大会や福祉ふれあいフェスタなど健康関連イベントの充実 	充 実 継 続 充 実 継 続 継 続 充 実
福祉学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害のある人等の理解を深める福祉学習の充実 ・点字・手話・介護技術などの実践学習機会の提供 ・ボランティア養成講座などボランティアの知識や技術を習得する学習の推進 ・福祉活動ボランティアの支援 	充 実 継 続 継 続 継 続
情報学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども体験センターでインターネット等ITの活用・ルール・モラルなどの学習を推進 ・情報活動学習NPOの活動支援 ・学校等の施設を活用した情報学習の推進 	継 続 継 続 新 規
国際理解学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ALTを活用した学校教育での国際教育の推進 ・中央公民館等で外国人の協力を得て言葉や習慣などの学習機会の充実 ・ホームステイなど実際の外国人とふれ合う機会の提供 	継 続 新 規 充 実

第3. 学習情報の提供

1. 学習情報の収集と提供

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等	今後の方向性
学習情報の収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな学習情報の収集と広報やまきた・公民館だより・町ホームページなどによる発信 ・生涯学習支援者バンクの充実と活用 ・県生涯学習情報システム・町図書館情報システムの周知と活用 	充 実 充 実 継 続
インターネットの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを活用した施設・行政の学習情報共有化システムの構築 ・町ホームページの充実による学習情報の効率的配信 	新 規 充 実

2. 相談体制の充実

施策	取り組み・内容等	今後の方向性
学習相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学習資料の収集と管理・提供体制の充実 ・インターネットを活用した学習相談体制の構築 ・町生涯学習担当職員の資質向上のための研修会・勉強会の開催 	充 実 新 規 継 続

第4. 学習活動の支援

1. 団体・グループ活動の推進

施策	取り組み・内容等	今後の方向性
団体・グループ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人会・子ども会など地域で活動している団体の支援 ・文化団体連絡協議会など中央公民館を活動の場としているさまざまな団体の活動の支援 ・公民館まつり・町民文化祭など日頃の学習の成果を発表する場の提供 ・地域の生涯学習活動や発表会の支援 ・スポーツ関連団体の育成と練習の成果が試せる大会等の開催 ・NPO法人を目指す生涯学習団体の支援・育成・活用 	継 続 継 続 継 続 継 続 継 続 継 続
指導者の育成と確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習支援者バンク登録者を活用した学習指導者・ボランティアリーダー・地域の生涯学習推進者の養成 ・地域の公民館等を活動の場としている学習グループの指導者間の交流による指導者の確保 	新 規 新 規
人材活用体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習支援者バンク登録者・地域の学習リーダー・生涯学習NPOなどの連携体制の構築 ・豊富な知識を持つ団塊の世代と連携した生涯学習指導者の養成 	新 規 新 規

2. 交流・協働事業の推進

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等	今後の方向性
自然環境を学び、自然とふれる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・森林ボランティア活動などを通して森林や動植物などを学ぶ自然環境学習の推進 ・西丹沢自然教室・丹沢湖ビジターセンター・ひだまりの里・河内川ふれあいビレッジなどを活用した自然体験・農業体験学習機会の充実 ・ハイキングコースなどを活用した自然にふれる学習機会の充実 ・自然環境学習を通じた世代間・地域間交流の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 充 実 充 実 充 実 継 続
都市住民等との交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・水源交流事業など地域資源を生かした交流事業の推進 ・林業や農業体験などの滞在型体験事業による交流の推進 ・文化・芸術を通じた都市住民との交流機会の拡充 ・観光・スポーツイベントなどを活用した交流の推進 ・子ども会・少年少女スポーツクラブなどの交流の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継 続 新 規 充 実 継 続 継 続
交流を支える人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・山北の自然を紹介・解説する人材の育成 ・生涯学習支援者バンクの一層の充実などによるひとづくりの推進 ・講座・学習会などの受講者を指導者として活用する指導者づくり体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 充 実 継 続 新 規

3. 学習成果の活用

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等	今後の方向性
学習成果の発表	<ul style="list-style-type: none"> ・町民文化祭・中央公民館まつり・ライブイン山北などの充実と学習成果の発表の場の提供 ・各種スポーツ大会など学習練習の成果の発表の場づくりの推進 ・中央公民館・健康福祉センターなど公共の場を活用した学習成果の発表の場づくりの推進 ・地域の無形文化財等の伝承活動などの学習支援 ・夏まつり等の地域行事の中で学習成果の発表の場づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継 続 継 続 継 続 継 続 継 続
ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学習成果をボランティアとして生かすことができる体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 新 規

第5. 学習環境の整備

1. 生涯学習関連施設の有効活用

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等	今後の方向性
中央公民館の機能の充実	・ 学習情報の収集・提供など生涯学習センターとしての中央公民館機能の充実	充 実
	・ 学習成果の発表の場としての中央公民館の活用	継 続
	・ 学習情報提供の場としての図書室機能の充実	継 続
	・ 広域的な利用の促進による中央公民館機能の一層の充実	新 規
	・ 開館日・時間等の弾力化	新 規
生涯学習施設としての学校の活用	・ 学校開放などにより学校をスポーツ・文化活動の場として活用	継 続
	・ 余裕教室を活用した講座・講習会などの学習活動の展開	新 規
生涯学習関連施設の活用	・ 観光施設・レクリエーション施設・交流センター・健康福祉センター・スポーツ関連施設などを活用した生涯学習事業の展開	継 続
	・ 自治会等との共同事業として地区公民館を活用した生涯学習活動の充実	新 規
	・ 民間施設を活用した学習活動の推進	継 続

第6. 学習活動の支援

1. 推進組織の充実

施 策	取 り 組 み ・ 内 容 等	今後の方向性
生涯学習推進協議会の充実	・ 生涯学習推進協議会の活動の活性化による情報の発信機能の強化。	充 実
	・ 社会教育委員会議との連携強化。	充 実
庁内生涯学習推進体制の整備	・ 生涯学習を総合行政として展開し庁内の推進体制の整備	新 規
	・ 町職員・教職員の生涯学習研修会等による意識の高揚と全庁体制での生涯学習の推進	新 規

1. 山北町生涯学習推進プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町における生涯学習を総合的に推進するため、生涯学習推進プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町民等から広く意見を聴き、生涯学習推進プランの策定にあたる。

(組織)

第3条 委員会は、町議会、自治会、生涯学習関係団体、社会福祉関係団体、商・工業関係の代表及び町行政、学識経験者で組織し、町長が委嘱又は任命した20名以内の委員とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長、各1名を委員の互選により置く。

2 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、議長となる。

(委員でない者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見、又は説明を聴くことが出来る。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会の生涯学習課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

2. 山北町生涯学習推進プラン策定委員会委員名簿

(改訂版策定)

要綱第3条の区分	所 属	氏 名	委 嘱 期 間	摘 要
町 議 会	文教民生常任委員会	鈴木登志子	平成18年12月8日 ～平成19年4月30日	
	福祉教育常任委員会	池谷荘次郎	平成19年5月8日～	
自 治 会	連合自治会長会	栗原邦夫	平成18年12月8日 ～平成19年3月31日	委員長
		瀬戸顕弘	平成19年4月1日～	
生涯学習関係団体	文化団体連絡協議会	大鐘道代	平成18年12月8日～	
	体育協会	篠本幸彦	平成18年12月8日～	
	婦人会連絡協議会	杉山すず江	平成18年12月8日 ～平成19年3月31日	
		荻野康子	平成19年4月1日～	
	子ども会育成連絡協議会	杉本太一	平成18年12月8日～	
	PTA連絡協議会	倉橋博行	平成18年12月8日 ～平成19年3月31日	
		高橋清和	平成19年4月1日～	
	青少年指導員協議会	関勝則	平成18年12月8日～	
	体育指導委員協議会	石川實	平成18年12月8日～	
	文化財保護委員会	藤井良晃	平成18年12月8日～	
社会福祉関係団体	社会福祉協議会	柳川高雄	平成18年12月8日～	
	民生児童委員協議会	遠藤安弘	平成18年12月8日～	
	老人クラブ連合会	関徳松	平成18年12月8日～	
商・工業関係	商工会	渡辺好一	平成18年12月8日 ～平成19年3月31日	
		清水宣行	平成19年4月1日～	
町行政	助役・副町長	清水正己	平成18年12月8日～	
	教育委員会教育長	山崎司	平成18年12月8日 ～平成19年9月30日	
		鈴木猛史	平成19年10月1日～	
学識経験者	教育委員会	仁村孝也	平成18年12月8日～	
	校長園長会	鳥海均	平成18年12月8日～	
	教育研究会	遠藤道夫	平成18年12月8日～	
	社会教育委員会議	小栗壽夫	平成18年12月8日 ～平成20年1月31日	副委員長
		小川洋一	平成20年2月1日～	

3. 山北町生涯学習推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山北町生涯学習推進協議会の設置、所掌事項、構成、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 社会の急激な変化に対応し、町民主体の生涯学習を推進し、全町的な視点から事業の推進方法を検討するため、山北町生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、山北町生涯学習推進プランに基づき、生涯学習を総合的に推進する。

(設置場所)

第4条 協議会は、山北町教育委員会生涯学習課内（山北町山北 1301-4）に設置する。

(委員)

第5条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 自治会の代表者 | (2) 生涯学習関係団体の代表者 |
| (3) 社会福祉関係団体の代表者 | (4) 商工業関係の代表者 |
| (5) 学識経験者 | (6) 町行政 |

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を委員の互選により置く。

2 会長は協議会を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会は、生涯学習を総合的に推進するため、次の専門部会を置く。

- (1) 地区生涯学習推進会議

(委員でない者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見、又は説明を聴くことが出来る。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会の生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年11月30日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

山北町生涯学習推進プラン 改訂版

発行日 平成 20 年 3 月

発 行 山北町教育委員会

編 集 山北町教育委員会生涯学習課